防火対象物関係者の皆様へ　〈 あなたの施設を安心して利用してもらうために 〉

消防用設備等の適正点検は、あなたの義務です

なぜ、点検が必要なの？

いざというときに、建物に設置されている消火器具や
自動火災報知設備などの消防用設備等が確実に作動し、
機能を発揮するかどうかを日ごろから確認しておくことが大切です。

このため、**消防法では、**
消防用設備等の定期的な点検と
消防機関への報告を義務付けています。
（消防法第17条3の3）

点検の時期は？

機器点検は、6か月ごと
（消火器や自動火災報知設備などの外観や機器の機能を確認します。）

総合点検は、1年ごと
（機器を作動させて、総合的な機能を確認します。）
（平成16年消防庁告示第9号）

点検実施者は？

点検には専門的な知識や
技能が必要となることから、
有資格者に行わせることが大切です。
（消防法施行令第36条の2）

有資格者　消防設備士又は
消防設備点検資格者など

維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金
（消防法第44条第12号、45条第3号）

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金
（消防法第44条第11号、45条第3号）

なお、防火対象物の関係者は、**消防機関へ点検報告**をしなければなりません。

1年ごと　マーケット、飲食店、ホテル、病院、老人福祉施設、幼稚園など
3年ごと　工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、図書館、駐車場など
（消防法施行規則第31条6の3）

一般社団法人 石川県消防設備協会
〒921-8043 金沢市西泉5丁目93番地　石川県浄化槽会館2階
電話 (076) 242-2882　FAX (076) 242-9959
URL http://www.issk.or.jp

粗雑な点検や高額な請求をされないよう

点検は、信頼できる当協会「表示登録会員」に依頼しましょう

表示登録会員については、当協会のホームページをご覧ください。URL http://www.issk.or.jp

点検に当たっては？

1 事前に行うこと

- 点検実施者と**日時手順などを打合せ**ます。
- 建物内の人々や利用者に**点検の実施予定を知らせます**。

2 点検時に行うこと

- 点検実施者が**必要な資格（免状）を有しているか**。
- 点検実施者が**必要な器具を所持しているか**。
- **適正な点検が行われているか**。（**必ず立ち会う**こと。）

3 終了時に行うこと

- 点検した**消防用設備等が正常な状態に復元されているか**。
- 点検済証に**点検事業者名や日時などが正しく記入されているか**。

※なお、不良箇所があった場合には、すみやかに改修又は整備をしなければなりません。

ラベルで安全を表示！

点検済票（ラベル）は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。

点検済票の表示は、消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であることをお知らせしています。

※点検の結果、消防用設備等に不良個所があった場合は、その旨表示します。

表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

消防用設備等は、火災等の災害を未然に防止し、又はその被害を軽減するために重要な役割を果たすものであり、いざというときに確実に機能することが求められます。

また、これらの中には、不具合等により利用者に危害を生ずるおそれのあるものも存することからその安全確保が併せて求められるものです。

防火対象物の関係者の皆様にあっては、法令に基づき、適正な消防用設備等の点検及び維持管理に努めていただくようお願いします。

石川県危機管理監室消防保安課

消防用設備等は、災害発生時に使用するものであり、いざという時に確実にその機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。

消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。

大切な生命・財産を火災から守るため、適正な維持管理に努めてください。

石川県消防長会